

○地方独立行政法人明石市立市民病院に係る重要な財産を定める条例

平成23年6月30日条例第17号

平成26年3月31日条例第15号

地方独立行政法人明石市立市民病院に係る重要な財産を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）の重要な財産に関し、重要な事項を定めるものとする。

(法第6条第4項に規定する重要な財産)

第2条 法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、土地及び建物（処分に要する費用その他の事情により、処分することが適当でないと市長が認める土地及び建物を除く。）とする。

(法第44条第1項に規定する重要な財産)

第3条 法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が4,000万円以上の不動産（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は動産とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。